

暖かくなってきました。皆様お元気でしょうか？

労務協会からのお知らせ

★健康保険料（介護保険料）・雇用保険料が4月支給分給与から変更されています。

労務協会から3月中旬に4月からの従業員ごとの社会保険料表をお送りしましたので、ご確認ください。雇用保険料は「総支給額」に8/1000（建設業は9/1000）をかけた額を控除してください。

なお、3月～8月支給の給与については、以下の料率で控除してください。

政府管掌健康保険（介護なし）	41/1000
政府管掌健康保険（介護あり）	47.25/1000
厚生年金	69.67/1000
雇用保険（一般）	8/1000
雇用保険（建設業）	9/1000

★受けてお得な助成金の診断をします。

従業員の採用・教育などについて国の助成金制度があります。労務協会では、簡単なアンケート形式の質問に答えていただいて、可能性のある助成金の診断と、助成金を受けるためのアドバイスを行います。ご興味のある会員様は労務協会までご連絡ください。

★平成18年4月から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改定になります。

高齢者の安定的な雇用確保のため、65歳までの定年の引上げ・継続雇用制度の導入等の義務化が段階的に行われます。

定年（65歳未満）の定めのある事業主は、高齢者の安定した雇用を確保するため、①定年の引上げ ②継続制度の導入（労使協定による定めも可） ③定年の定め廃止 のいずれかの措置を講じなければなりません。

段階的な年齢の引上げは、

・平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
・平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
・平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳
・平成25年4月1日以降	65歳

と、老齢厚生年金（定額部分）の支給開始引上げ年齢スケジュールに合わせたものとなります。

★時間外（36）協定、変形労働時間協定の更新について

4月に更新する会員様が多いのでこの時期にご連絡です。昨年協定を作成・届出している会員様には期限が来たらご連絡をし監督署に更新手続きをしています。特に36協定は「残業」のある事業所は届出しなければならないものです。ご相談ください。

<編集後記>現在、中小企業の社員の活性化・能力開発の手法を研究中です。（一ノ宮 俊人）